

小山工業高等専門学校体育施設運営規則

制 定 昭和44年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における体育施設の運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(体育施設)

第2条 本校の体育施設(以下「体育施設」という。)は、次に掲げるものとする。陸上競技場・野球場・球技コート・水泳プール・体育館・武道館

(管理)

第3条 体育施設の管理は、小山工業高等専門学校所属不動産管理規則(平成16年4月1日制定)によるものとする。

(管理責任者及び管理者)

第4条 体育施設の管理責任者は、校長とする。

2 それぞれの体育施設が随時使用できる状態を確保するため、管理者を置く。

3 前項に定める管理者は、学生課長がこれに当たる。

(運営委員会等)

第5条 体育施設を適正かつ円滑に運営するため、校長の諮問機関として体育施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、副校長(学生主事)が招集してその議長となる。

一 副校長(学生主事)

二 体育教員

三 学生課長

四 その他校長が必要と認めた者

3 運営委員会に関する事務は、学生課学生係が担当する。

(使用者の範囲)

第6条 体育施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

一 本校学生

二 本校教職員

三 その他校長が許可した者

(使用の手続き)

第7条 体育施設の使用手続きは、次のとおりとする。ただし、授業その他学校行事等、学校が教育活動を行うために使用する場合は、この手続きは必要としない。

一 本校学生及び教職員が使用しようとするときは体育施設・設備使用許可願(別紙様式第1号)を、学生にあっては副校長(学生主事)、教職員にあっては学生課学生係に提出し、事前にその許可を受けるものとする。

二 部外者の使用については、別に定める。

第8条 使用を許可した場合には、これを体育施設使用台帳(別紙様式第2号)に記録す

るものとする。

(特別活動の使用)

第9条 体育施設を特別活動に使用できる時間は放課後とし、指導教員の指導のもとに使用するものとする。

(使用期間及び使用時間)

第10条 体育施設の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することがある。

一 水泳プール以外の体育施設

使用期間 通年(ただし、年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)は除く。)

使用時間 8時30分から18時まで

二 水泳プール

使用期間 6月15日から9月30日まで

使用時間 平日 8時30分から18時まで

土曜日、日曜日及び休業日 13時から17時まで

2 体育館、武道館、水泳プール等の使用時間外は、扉に鍵をかけ、厳重に閉鎖するものとする。この鍵は学生課において保管し、扉の開閉は警備員がこれを行うものとする。

(整理、整頓及び清掃)

第11条 体育施設の使用を許可された者は、施設及び備品の取扱いに十分注意し、使用後はこれらの整理、整頓及び清掃を行うものとする。

(弁償)

第12条 使用者は、施設、設備及び備品を亡失し、若しくは破損したときは、直ちにその旨を管理者に報告するものとする。

2 使用者は、前項において、故意又は重大な過失により亡失し、若しくは破損したときは、弁償の責任を負うものとする。

(使用の禁止)

第13条 体育施設の使用中に、許可した使用目的と異なった不当の行為をするものには、その使用を停止し、又は禁止するものとする。

2 水泳プールは、原則として、授業、部活動以外は使用を禁止するものとする。

(火気の使用)

第14条 体育施設においては、原則として、火気を使用させないものとする。

(運用基準の制定)

第15条 体育施設の運用に関し、この規則以外に必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。